

安全保障理事会決議 1798 (2008)

2008年1月30日、安全保障理事会第5829回会合にて採択

安全保障理事会は、

エチオピアおよびエリトリア（以後、「当事者」とする）間の情勢に関する従前の安保理のすべての諸決議および諸声明ならびにそれに関して、とりわけ決議 1320 (2000)、1430 (2002)、1466 (2003)、1640 (2005)、1681 (2006)、1710 (2006)、1741 (2007) および 1767 (2007) に含まれる要請を再確認し、

和平プロセスに対する安保理の不動の取り組み、および当事者間の平和的および協力的な関係の基盤としてのアルジェ合意の完全および迅速な履行を再度強調し、エチオピア＝エリトリア国境委員会 (EEBC) による国境の確定および画定の決定は、最終かつ拘束力があることに当事者が合意した 2000年12月12日の和平協定 (S/2000/1183) の第4条第15項を想起し、

EEBC の努力に対する支援を表し、当事者による 2002年4月13日の確定決定の受諾を再度歓迎し、2006年11月27日の EEBC の声明を承認したことを想起し、2008年1月23日の事務総長報告書 (S/2008/40) に添付された第26回 EEBC 報告書を留意し、

エリトリアとエチオピア間の国境の知覚し得る画定は、当事者間の紛争の包括的および永続的な解決、および当事者の関係の正常化を支援することを強調し、

エチオピアとエリトリア間の継続する紛争、および暫定的安全地帯 (TSZ) および隣接地域において緊張が継続し潜在的に不安定な安全の状況であることに安保理の深い懸念を表し、アルジェ合意の下の義務を迅速に実行することによりこの状態を終了させる当事者の第一義的な義務を強調し、

敵対行為停止合意 (S/2000/601) の第12から14項に規定された TSZ の保全を再度確認し、とりわけ紛争の包括的および永続的な解決の助けとなる条件の創出といった合意の設立目的、および TSZ の当事者の公約を当事者が尊重することを想起し、

安全保障理事会は、とりわけ 2000年6月18日の敵対行為停止合意 (S/2000/601) および国際連合が証人の一つであった 2000年12月12日の和平協定 (S/2000/1183) における当事者の公約を当事者が尊重することの保証を援助する役割に関与し続けることを強調し、

困難な環境にも関わらず、任務を達成するために、国際連合エチオピア＝エリトリア・ミッション (UNMEE) およびその軍事ならびに文民要員によってなされた努力を称賛し、

2008年1月23日付事務総長報告書 (S/2008/40) を審議し、

1. UNMEE の任務を 2008 年 1 月 31 日までの 6 か月の期間延長することを決定する。
2. 当事者が相互に対するいかなる脅威あるいは武力の行使を最大限に差し控え、挑発的な武力行動を回避し、敵対的な声明の応酬を終了するという安保理の要請をくり返し表明する。
3. 当事者が敵対行為停止合意への完全な取り組みを維持し、兵力を 2004 年 12 月 16 日の展開水準に戻すことを含めた、事態の沈静化を図るという安保理の要請をくり返し表明する。
4. 包括的かつ永続的な国境紛争および関係の正常化において、エチオピアとエリトリアが、第一義的な責任を有していることを強調し、和平協定 (S/2000/1183) に掲げられたプロセスを完成させるために、国境の知覚し得る画定を可能とするための具体的な措置を即時にとることを要求し、当事者の関係を正常化することを促す。
5. エリトリアが TSZ より兵力と重装備をただちに撤退させ、UNMEE が義務を遂行するために必要な協力、立ち入り、保護および支援を UNMEE に提供し、また UNMEE に対する制限を即時にかつ無条件で除去するという安保理の要求をくり返し表明する。
6. エチオピアに対し、TSZ に隣接する特定地域における軍事力の数を削減することを表明する。
7. UNMEE の危機的な燃料水準を深い懸念をもって留意し、エリトリア政府が即時に UNMEE への燃料輸送を再開するかもしれない UNMEE が無制限に燃料を輸入できるようにすることを要求し、事務総長が進展について安全保障理事会に情報を提供することを要請する。
8. 差し迫った軍事および安全保障の事項について協議する唯一の公開の場である軍事調整委員会の活動を早急に再活性化するために、両当事者が UNMEE の活動に完全に協力するという、安保理の求めをくり返し表明する。

9. エチオピアとエリトリアに関与して、アルジェ合意の実施を援助し、両国の関係を正常化し、当事者間の安定化を促進し、包括的および永続的な平和のための基盤を築くという、事務総長と国際社会による進行中の努力を強く支持し、エチオピアとエリトリアが事務総長の周旋を受け入れることを促す。
10. 事務総長による早急の特別代表任命への進行中の努力を歓迎する。
11. アルジェ合意の実施に関する今後の進展を考慮し、UNMEE の職務権限のいかなる変更をも再考慮する意思を安保理が有することを表明する。
12. 加盟国に対し、境界画定のプロセスを支援するための、決議 1177(1998) によって設立され、および 2000 年 12 月 12 日の和平合意第 4 条第 17 項に言及された信託基金への出資を要請する。
13. UNMEE の活動に対し、兵力提供国の、貢献と寄与に対して、安保理の深い感謝の意を表明する。
14. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。